

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義)(国税2) (法人住民税、法人事業税：義)(地方税1)
		② 上記以外の税目	所得税、個人住民税
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>—</p> <p>《要望の内容》</p> <p>平成32年に予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京大会」という。)の開催に伴い、国際オリンピック委員会(IOC)、国際パラリンピック委員会(IPC)関係者をはじめ、選手、放送関係者等の個人・団体の関係者について、2020年東京大会の円滑な準備及び運営の趣旨を踏まえ、関連する所得を法人税の課税所得としないこと等、税制上の所要の措置を講じる。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法(昭和40年法律第34号)第138条、第141条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項第3号、第292条第1項第4号 	
5	担当部局	スポーツ庁 オリンピック・パラリンピック課	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：平成30年8月 分析対象期間：平成31年4月1日～平成33年12月31日	
7	創設年度及び改正経緯	—	
8	適用又は延長期間	平成31年4月1日～平成33年12月31日	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>平成25年9月のIOC総会において、2020年東京大会の開催が決定された。オリンピック・パラリンピック競技大会は、スポーツに関する世界的な大会であり、国民に感動を与え、スポーツへの意欲・関心を高めるとともに、活力ある健全な社会の形成に寄与することが期待される。2020年東京大会の円滑な開催は、スポーツ振興の観点から極めて重要である。</p> <p>・平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年六月三日法律第三十三号)第1条[抜粋]</p> <p>「東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等に</p>

		<p>ついて定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。」</p> <p>・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)</p> <p>2(3)政府一体となった取組と関係機関との密接な連携の推進[抜粋]</p> <p>「国は、大会の円滑な準備及び運営の実現に向けて、各府省に分掌されている関連施策を一体として確実に実行するとともに、大会組織委員会、東京都及び競技会場が所在する地方公共団体と密接な連携を図り、オールジャパンでの取組を推進するため、必要な措置を講ずる。」</p>								
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 11 スポーツの振興</p> <p>施策目標 11-2 スポーツを通じた活力があり「きずな」の強い社会の実現</p>								
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>来日する大会関係者の活動に対して、税制面で必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>2020年東京大会に際しては、IOC・IPC関係者をはじめ、選手、放送関係者等多くの個人・団体(以下、「大会関係者等」)の関与・来訪が予想される。大会関係者等が我が国の国内源泉所得を有する場合には、所得の性質等により、我が国で法人税等を課税されることがあり得る。その際に、その大会関係者等が、当該所得についてその居住地でも課税を受けることにより、国際的・二重課税が発生する可能性がある。</p> <p>我が国は平成30年3月1日現在で、123か国・地域との間で租税条約を締結し、国際的・二重課税の排除に努めている。しかし、我が国が締結している租税条約は、全ての国・地域を網羅するものではないため、ほぼ世界中の国・地域からの参加が見込まれる2020年東京大会においては、参加国それぞれとの租税条約の有無及び内容によって不均衡が生じる。そのため、大会関係者等について、課税の公平性・均一性を確保する観点から、開催地である我が国において特別な対応が求められる。</p> <p>税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020年東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及びスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p>								
10	有効性等	<p>① 適用数</p> <p>大会関係者が日本でPEを有すると認定され、その大会関連活動から得る所得がPE帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。</p> <p>(単位:社)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>31年度</th> <th>32年度</th> <th>33年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1</td> <td>54</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33年度については未定。</p>		31年度	32年度	33年度	適用数	1	54	—
	31年度	32年度	33年度							
適用数	1	54	—							

		② 適用額	<p>大会関係者が日本で PE を有すると認定され、その大会関連活動から得る所得が PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>31 年度</th> <th>32 年度</th> <th>33 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>29</td> <td>2,320</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33 年度については未定。</p>		31 年度	32 年度	33 年度	適用額	29	2,320	—								
	31 年度	32 年度	33 年度																
適用額	29	2,320	—																
		③ 減収額	<p>大会関係者が日本で PE を有すると認定され、その大会関連活動から得る所得が PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>31 年度</th> <th>32 年度</th> <th>33 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>7</td> <td>594</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1</td> <td>69</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>4</td> <td>296</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 大会終了後の大会関係者の活動内容が未確定のため、33 年度については未定。</p>		31 年度	32 年度	33 年度	法人税	7	594	—	法人住民税	1	69	—	法人事業税	4	296	—
	31 年度	32 年度	33 年度																
法人税	7	594	—																
法人住民税	1	69	—																
法人事業税	4	296	—																
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 — 《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 税制上の所要の措置を講じることで、各大会を通じたオリンピック関連者等の公平性を担保し、2020 年東京大会の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及びスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p>																
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>国際的・二重課税の排除等に伴い、大会関係者等に対する我が国の課税の公平性が確保され、2020 年東京大会の円滑な準備及び運営に資する。</p>																
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>各国で開催された過去のオリンピック・パラリンピック競技大会においても同様の国際的・二重課税の排除等の措置が講じられており、各大会を通じたオリンピック関連者間の公平性を担保するために、本要望は妥当である。</p>																
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制改正要望以外にも 2020 年東京大会の着実な開催に向けて、「2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」にのっとり、各種の取組が行われている。</p>																
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>2020 年東京大会を我が国において開催することは、単に競技力向上のみならず、広く国民・市民のスポーツへの関心を高め、地域の活性化につながるものである。</p>																
12	有識者の見解		—																
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—																